

## 西予市家具等転倒飛散防止対策費補助金交付要綱

平成29年4月1日

西予市告示第64号

### (目的)

第1条 この告示は、住宅の家具等に転倒を防止する器具等を設置する者に対し、予算の範囲内で西予市家具等転倒飛散防止対策費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、災害時における生命及び身体の安全確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具等 タンス・食器棚等の家具、冷蔵庫・テレビ等の電化製品及び床置型の大型楽器等で災害時に転倒することにより生命に危険を及ぼす可能性のあるものをいい、窓、鏡、建具その他破損により外傷の原因となるガラス等の器物を飛散させるおそれのあるものを含む。
- (2) 家具転倒防止器具 家具等の転倒を防止するために有効な金具等の器具(ガラス等飛散防止措置を含む。)をいう。

### (補助対象世帯)

第3条 補助の対象となる世帯(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく市の住民基本台帳に登録されている者が同一世帯に構成員として属していること。
- (2) その属する世帯の全員が、納期限が到来している市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、居住する西予市内の住宅に設置する家具転倒防止器具の購入費及び設置費とする。ただし、費用の合計が2,000円未満となる場合は、この限りでない。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3に相当する額とし、その限度額は1回の申請につき1万5,000円までとする。この場合において、当該補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1世帯につき当該年度中1回限りとし、最大2回までと

する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市家具等転倒飛散防止対策費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という。)に関係書類を添えて、当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の交付申請書兼請求書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定する。

2 交付の決定及びその通知は、補助金を交付すべきものと認めた申請者が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとする。この場合において、当該申請に係る申請書を申請者からの請求書とみなす。

3 市長は、第1項の審査及び必要に応じた調査の結果、補助金を交付すべきでないとして認めたときは、その旨を西予市家具等転倒飛散防止対策費補助金却下通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) この告示の規定及び補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の実施について不正の行為があったとき。

(指導監督)

第9条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日以降に購入又は設置された家具転倒防止器具を対象とする。

附 則(令和3年西予市告示第50号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年西予市告示第154号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和6年西予市告示第170号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年8月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の西予市家具転倒防止対策費補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の西予市家具等転倒飛散防止対策費補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。  
(補助金の内払)
- 3 令和6年4月1日からこの告示の施行の日の前日までの間に、旧要綱の規定に基づき既に支払われた補助金は、新要綱の規定による補助金の内払とみなす。

附 則(令和7年西予市告示第113号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月21日から施行し、令和7年度事業から適用する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の西予市家具等転倒飛散防止対策費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の西予市家具等転倒飛散防止対策費補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。